

## 群馬県立県民健康科学大学研究インテグリティの確保に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人における研究インテグリティの確保に関する基本方針に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、教職員、学生等、本学において研究活動を行う全ての者（雇用形態等を問わない。）をいう。

### (最高責任者及び統括責任者)

第3条 本学の研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、本学における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

3 最高責任者は、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括する統括責任者を置き、学術国際委員長をもって充てる。

### (担当委員会及び審議事項)

第4条 本学の研究インテグリティの確保に係るマネジメント等については、学術国際委員会において以下の各号を審議する。

- (1) 本規程の改廃に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

### (研究者の責務)

第5条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学及び研究費の資金配分機関に対して適切に報告及び開示を行うものとする。

### (事務)

第6条 研究インテグリティの確保に関する事務は、関係部署と連携して、事務局学生図書企画係において行う。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティに関する相談に対応するため、事務局学生図書企画係に相談窓口を置く。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。